

レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する 公正競争規約違反等調査委員会運営要領 (略称：「規約違反等調査委員会運営要領」)

(目的)

第1条 本委員会は、全日本コーヒー公正取引協議会の組織及び運営に関する規則第26条の規定に基づき、レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約（以下、「規約」という。）に関する規約違反被疑事項を適正に処理し、理事会に諮問することを目的とする。

(業務)

第2条 本委員会は、前条の目的を達成するため、規約第3条から第6条に規定する事項に違反する事実があると思われる事項につき、規約第9条第1項に基づき関係者からの事情の聴取、被疑事項の照会等の必要な事項の調査を行い、その結果について理事会に報告する。

(委員)

第3条 委員は、規約に関する知識を有する者とし、理事会の議を経て会長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2ケ年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員は代理人によりその議決を行使することができる。
- 4 委員会の目的事項に直接の利害関係を有する委員は議決権を行使することができない。

(委員長)

第4条 委員長は常務理事が兼務する。

- 2 委員長は本委員会を代表し会務を総理する。
- 3 委員長は委員会の決議事項を理事会に報告するものとする。

(委員会の招集)

第5条 委員会は委員長が必要と認めたとき、これを招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員は委員会において各1個の議決権を有する。
- 3 委員会は委員の過半数の出席をもって成立し、その議決は出席委員の半数以上をもって決する。

(その他)

第6条 この運営要領を変更又は廃止しようとするときは、理事会の承認を受けるものとする。